

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社西川工業	代表者氏名	西川 太人
主たる営業所の所在地	福山市草戸町4-22-15		
許可番号	広島県知事許可 (般-30)第38876号	許可を受けている建設業の種類	とび・土工工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年8月18日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項に基づく営業停止</p> <p>(1) 停止を命じる営業の範囲 建設業の営業の全部</p> <p>(2) 営業の停止を命じる期間 令和3年9月1日から令和3年9月3日までの3日間</p>		
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
	<p>株式会社西川工業は、令和2年2月26日、香川県仲多度郡多度津町内の工事現場において、足場の解体作業にあたり、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育をせず作業を行わせ、死亡事故が発生した。</p> <p>このことにより、同社は、労働安全衛生法違反により、福山簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受け、令和3年3月25日にその刑が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。</p>		
その他参考となる事項			